

令和4年11月28日

財務大臣 鈴木 俊一 様

埼玉県知事 大野 元裕

自動車関係諸税の抜本的見直しに係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

自動車関係諸税は、本来の目的に加え、環境に配慮した税制上の措置が加わり複雑化していることや、ユーザーの意識の変化によって乗用車の使用期間が長くなっていることから、抜本的な見直しを行う必要があります。

つきましては、自動車関係諸税の適正な課税と公平な徴収を実現するため、国におかれましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 現状・課題等

自動車関係諸税は、取得、保有、利用、走行の各段階で課税されている。

また、環境性能の高い自動車には、環境に配慮するための投資が一定程度購入者・保有者に転嫁されているものと考えられ、環境性能の低い自動車の購入者・保有者はこの転嫁分を負担する必要がない。

CO₂排出量削減は喫緊の課題である中、自動車の環境性能向上に向けて製造年でインセンティブをつけることは重要と考えるが、一方で、海外で製造されたヴィンテージカーなどの車両の製造年確認を担保するのは困難であり、環境負荷の低減につながっていないなどの課題がある。

2 要望事項

- ① 自動車関係諸税については、与党税制改正大綱に基づき国において現在見直しが進められているところだが、環境面はもとより幅広い観点からの検討が必要であることから、関係省庁間でしっかり連携の上、ヴィンテージカーの取扱いを含め、公平性が得られるような制度となるよう見直すこと。
- ② 見直しに当たっては、自動車関係税が都道府県の主要税目であることを踏まえ、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう十分な配慮を行うこと。